

主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

本件抗告の趣意のうち、憲法八二条の解釈の誤りをいう点は、原決定が憲法の解釈を示したものとはいえないから前提を欠き、判例違反をいう点は、所論指摘の各判例は事案を異にし本件に適切でなく、その余は、単なる法令違反、事実誤認の主張であって、刑訴法四三三条の抗告理由に当たらない。

なお、所論にかんがみ職権により調査するも、いまだ同法四一一一条を準用すべき場合に当たるとまでは認められない。

よって、同法四三四条、四二六条一項により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

平成八年九月二五日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	遠	藤	光	男
裁判官	小	野	幹	雄
裁判官	高	橋	久	子
裁判官	井	嶋	一	友
裁判官	藤	井	正	雄